事業名	若年起業家賃料支援

セールスポイント	・高騰している賃料の一部を補助し、起業の第一歩を踏み出しやすい土壌を整備する ・起業初期（12か月）の費用負担を軽減することで、事業が軌道に乗るまでの安定的な事業運営を後押しする ・若年層（39歳未満）に特化することで、若者の起業への挑戦を促し、区の産業の活性化につなげる

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・池袋等の区内商業地の地価は上昇が続き、令和6年には過去最高値を更新した。これに伴い店舗や事務所の賃料も高騰している。

・令和7年6月の商工政策審議会や区内事業者へのヒアリングでは、起業時における賃料負担の大きさが、若年層の起業をためらわせる要因であることが確認された。区内若年層の起業促進を図るためには、起業初期の賃料負担を軽減する取組を早急に講じる必要がある。

2. 目的

・若年層の起業を後押しし、事業の安定的な立ち上げを支援するとともに、区内若年層の挑戦を支え、将来の区内産業を担う起業家の育成につなげること。

3. 内容

・高騰している賃料の一部を補助し、起業の第一歩を踏み出しやすい土壌を整備する。

【対象者】　起業初期又は起業予定で39歳未満、かつ一定の基準を満たしたもの
【補助対象】　店舗、事務所の賃料　※管理費、共益費、入居一時金は対象外
【補助上限額】　月額5万円
【補助率】　賃料の2分の1以内
【採択予定数】　5者
【補助期間】　12か月（R8年度は3か月分、R9年度に9か月分を支給予定）　※フリーレント期間は対象外

4. 今後のスケジュール

・令和8年度秋頃　申請受付・審査・交付決定通知
・令和8年度冬頃～令和9年度　補助金交付（予定）

事 業 費	75 万円	うち新拡分事業費	75 万円